

赤磐市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（素案）に関する
パブリックコメント（市民意見）の募集結果

募集期間 平成23年12月7日（水）～平成24年1月6日（金）
意見提出者 1名（1件）

該当項目	いただいたご意見等	市の考え方
<p>第6章 各関係機関との連携 P50 2. 関係機関との連携</p>	<p>「入所者の処遇向上」という表現は、不適切と考える。（レッテル化） 「利用者のサービス向上」という表現の方が好ましいと考えます。</p> <p>（理由） 介護保険の主人公は高齢者側であり、「入所者」「処遇」という従来の措置行政下の用語は、契約に基づくサービス利用者にとって不愉快（不適切）であり、検討していただきたい。</p>	<p>処遇という言葉は、現在でも介護保険法をはじめ、介護保険関係法令においても使用されている用語ではありますが、行政の措置的意味合いが含まれていると考えられます。</p> <p>また、「入所者」という言葉につきましても、ここでは、施設・居住系サービスのみならず、あらゆるサービスの提供事業所の利用者を示すため、ご指摘の通り、「利用者のサービス向上」に修正します。</p>